

中国・四国地域における6次産業化の推進

1	農山漁村の6次産業化の考え方	1
2	中国・四国地域における6次産業化推進プロジェクト（12月版）	2
3	中国四国農政局6次産業化推進体制（案）	3
4	未来を切り拓く6次産業創出総合対策（平成23年度予算概算要求）	4
5	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び 地域の農産物の利用促進に関する法律	5

平成22年12月

中国四国農政局

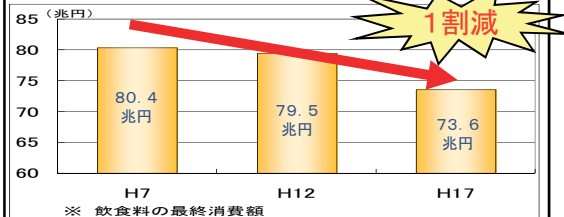
1 農山漁村の6次産業化の考え方

○農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業・観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進。

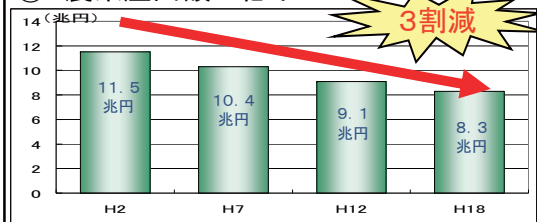
6次産業化とは、農業を農畜産物の生産という1次産業にとどめず、加工や食品製造などの2次産業及び流通や販売等の3次産業を組み合わせて新たな付加価値を創造し、地域に新たな雇用の場を創造する活動を推進すること。（東京大学名誉教授 今村奈良臣 氏提唱）

現状

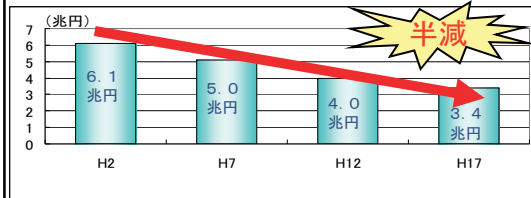
① 国内食品マーケットの縮小



② 農業産出額の低下



③ 農業所得の低下



④ 農山漁村地域における

- 企業の撤退
- 公共事業の減少

農山漁村に由来する様々な地域資源

- 農林水産物



- バイオマス

- ・食品廃棄物
- ・林地残材



- 経験・知恵
- 自然エネルギー
- 風景
- 伝統文化 等

農山漁村の地域資源を活用し新たな事業に取り組もうとする産業

食品産業、観光産業、IT産業、化粧品・医薬製造業、エネルギー産業等

地域資源の有効活用

マーケットの拡大を図りつつ、農山漁村の6次産業化

- 生産・加工・流通(販売)の一体化による付加価値の拡大

農林漁業者による加工・販売分野の取組(多角化、複合化等)等

- 2次・3次産業による農林漁業への参入

- 農林漁業と2次・3次産業との連携・融合による地域ビジネスの展開や新たな産業の創出

バイオマス等地域資源を活用した新事業の創出
農商工連携の推進
再生可能エネルギー利用の推進等

新たな付加価値を創出

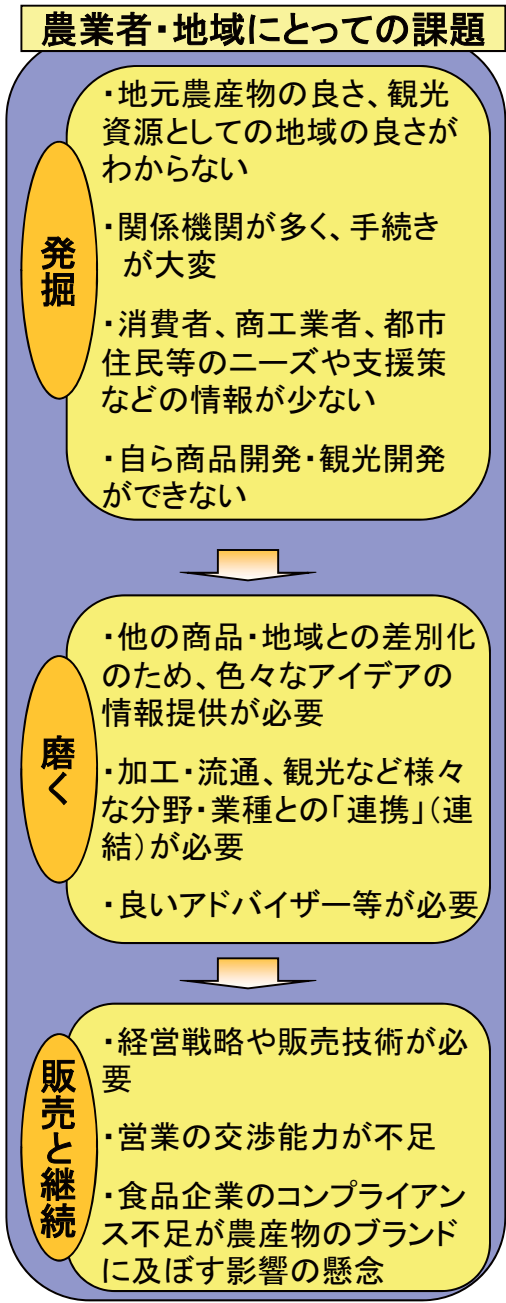
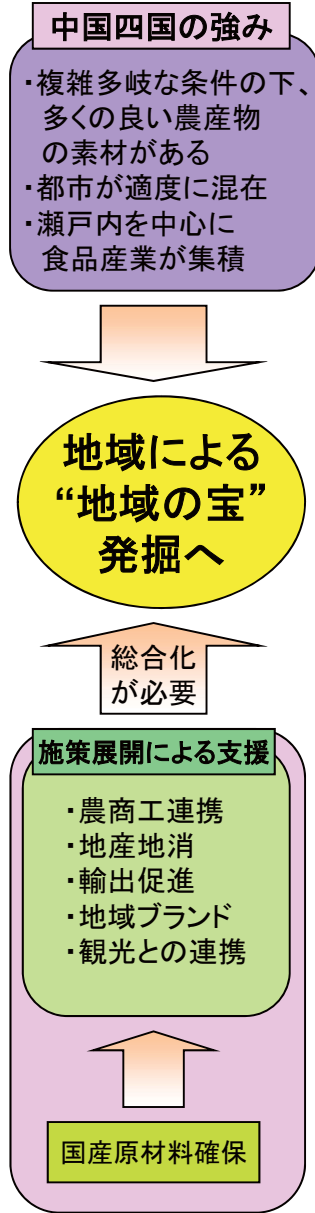
雇用の確保と所得の向上による

農山漁村地域の再生・活性化

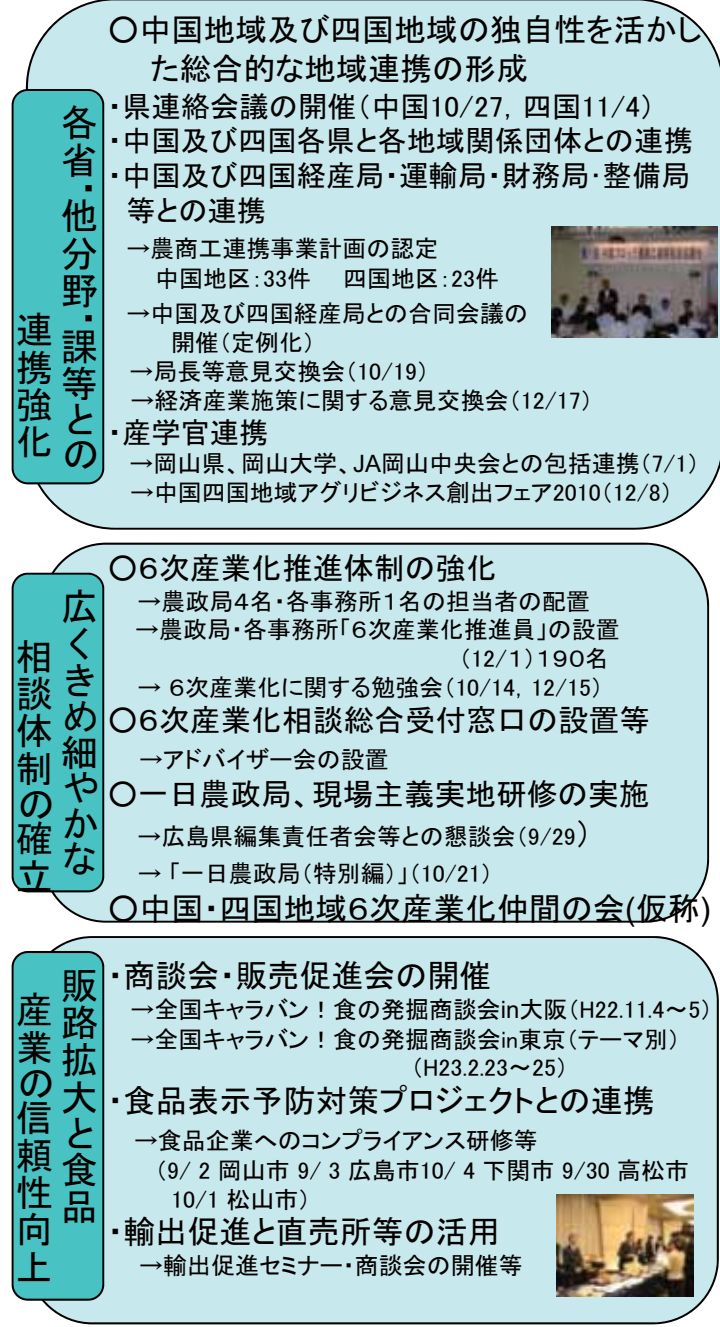
2 中国・四国地域における6次産業化推進プロジェクト(12月版)

6次産業化推進
プロジェクトチーム

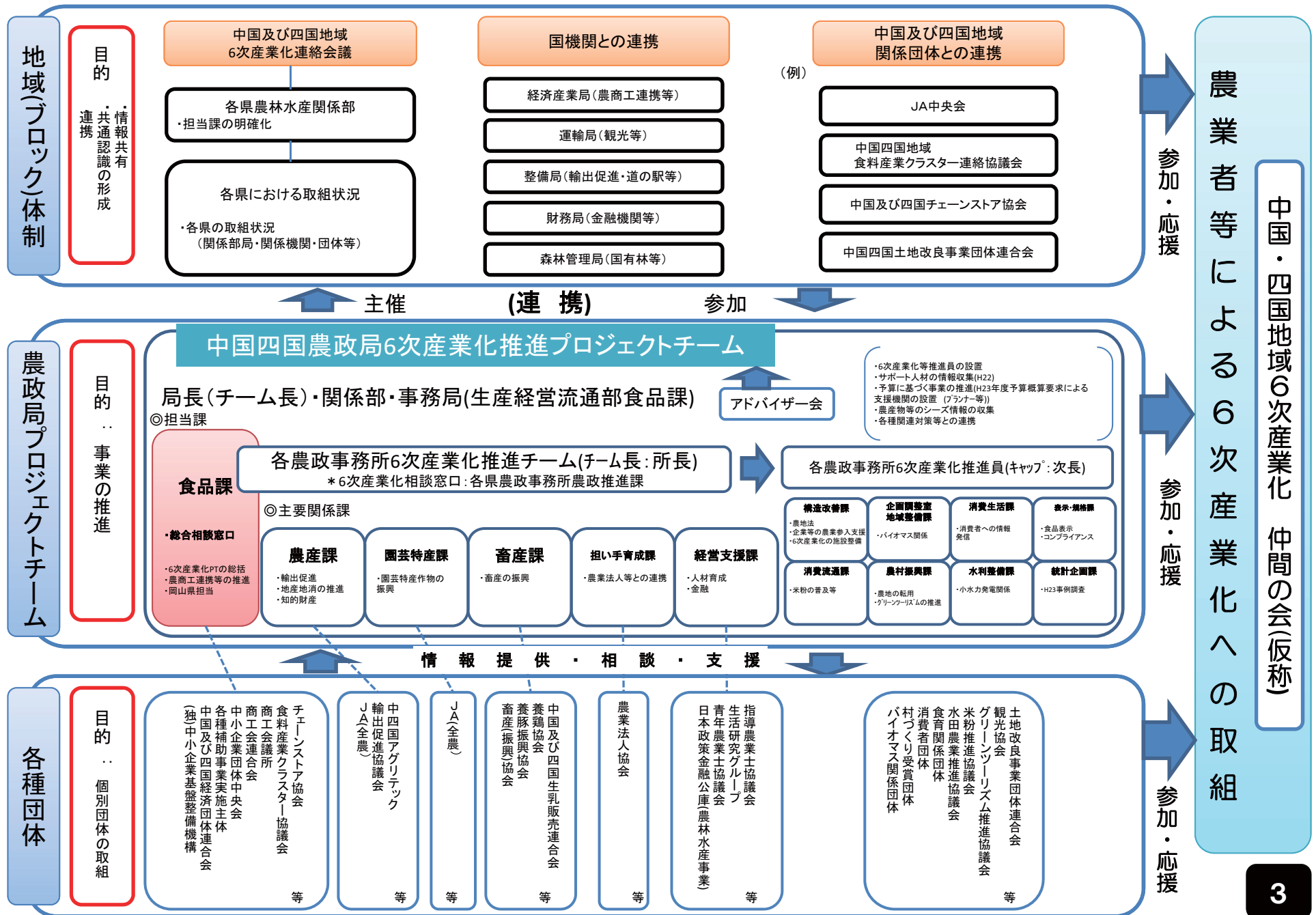
地域資源の発掘
↓
6次産業化
↓
地域の活性化



地域の資源・人材・ノウハウ等を活かす取組への総合的支援



3 中国四国農政局6次産業化推進体制(案)(中国及び四国地域の独自性を活かした地域連携)



4 未来を切り拓く6次産業創出総合対策（平成23年度概算要求）

【14, 410百万円】

農山漁村の「資源」を活用した地域ビジネスの展開や、新産業の創出を支援することにより、農山漁村・農林水産業の「6次産業化」を推進します。

農山漁村をよみがえらせるための方策

① 82兆円規模の食品産業（国産農水産物の需要先）と連携し、12兆円規模にとどまる農林水産業の付加価値を向上



② 農林水産業・農山漁村に潜在する未利用資源を活用し、農山漁村に利益を還元

③ 農林漁業者が販売する国内食品マーケットの活性化と海外食品マーケットの開拓（農林水産物や加工食品の輸出等）により農林漁業者の販路先を拡大

基幹対策

支援のポイント

① 農林漁業者の加工・販売への取組促進

【3, 280百万円】

- 6次産業化プランナー（仮称）による農林漁業者に対する専門的なアドバイス、交流会・技術研修の開催、農林漁業者の新商品開発や商談会等を通じた販路開拓の取組等を支援
- 農林漁業者等が加工・販売等に取り組む場合に必要となる施設等（加工・販売施設や農林漁業用機械施設等）の整備を支援
- 知的財産権の取得に関する情報提供等農林水産物・食品の地域ブランド化の取組等を支援

② 農山漁村に由来する資源の活用促進

【9, 106百万円】※

- 新産業創出に向けた事業化可能性調査や試行・試作、新事業創出に携わる人材育成プログラムの開発・実証を支援
 - バイオマス活用に関する施設整備支援を先進的な地域に重点化するとともに、バイオ燃料製造技術について有望技術の実証、木質・水産バイオマスの有効活用に向けた取組や農山漁村におけるバイオマス等再生可能エネルギー高度利用方策に関する検討等を支援
- ※木質・水産バイオマスの有効活用に向けた取組については、別途、林野庁・水産庁予算に計上（3億円。他に、交付金等として18億円の内数）

市場拡大対策

【670百万円】

① 国内市場活性化

- 高齢者向け加工食品のニーズ等についての調査を行い、安定的に供給するための課題や対応方向等を整理したガイドラインの作成や食料品へのアクセス困難度を客観的に推計するための指標の実用化の取組等を支援
- 卸売市場等の物流基盤、食品の安全性向上と消費者の信頼確保、環境対策など、国内市場拡大のための基盤（インフラ）整備を支援

【1, 354百万円】

② 海外市場開拓

- 農林水産物・食品の輸出を拡大するため、商談会の開催、産地への海外バイヤーの招へいや海外での販促活動等の取組を支援
- 国内食品産業のアジア各国等への投資、事業展開の隘路となっている食品・投資関連法規制等に関する情報収集・提供や、現地規制に適應するために必要な技術改良の取組を支援するとともに、種苗の権利が海外でも保護されるよう東アジア各国の制度整備を推進

※この他に、関連対策として品目・産地・担い手対策、6次産業化向け制度融資、農山漁村の交流促進対策、研究開発推進対策等の中で必要な支援を実施

農山漁村における雇用の確保と所得の向上、
国産品の需要拡大と自給率の向上

地域が元気

5 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法)

平成22年11月26日成立 平成22年12月3日公布、施行(第2章を除く)

1 前文・目的(第1章)

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とする。

2 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(第2章)[6次産業化関係]

(1) 総合化事業計画(農林水産大臣が認定)

- 農林漁業者が、農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画
- 農林漁業者等の取組に協力する民間事業者(促進事業者)も支援対象
(支援措置)
 - ・ 農業改良資金融通法等の特例(償還期限及び措置期間の延長等)
 - ・ 野菜生産出荷安定法の特例(指定野菜のリレー出荷による契約販売に対する交付金の交付) 等

(2) 研究開発・成果利用事業計画(農林水産大臣及び事業所管大臣が認定)

- 民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画
(支援措置)
 - ・ 種苗法の特例(出願料・登録料の減免)
 - ・ 農地法の特例(農地転用許可に係る手続の簡略化) 等

3 地域の農林水産物の利用の促進(第3章)[地産地消関係]

(1) 基本理念

①生産者と消費者との結びつきの強化、②地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化、③消費者の豊かな食生活の実現、④食育との一体的な推進、⑤都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進、⑥食料自給率の向上への寄与、⑦環境への負荷の低減への寄与、⑧社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組を促進すること。

(2) 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定

(3) 国及び地方公共団体による必要な支援の実施